

令和5年度 第1回富山県農政審議会(書面開催)での意見と県の対応について

1 議 事

(1) 農村地域への産業の導入に関する基本計画の変更について

議事(1)については会長一任のうえ、原案どおり了承を得た。

意見	県の対応
転用の許可特例ではなく農地法厳守すべき。	<p>農業生産の基盤である農地は貴重かつ限られた資源であり、食料の安定的な供給の確保のためにも、原則耕作のために使用されるべきであります。</p> <p>一方で、農業及び農村地域のさらなる発展のためには、農村地域への産業の導入により、農業と産業の均衡ある発展や雇用構造の高度化を図ることで、担い手である農業者及びその家族の所得を向上させていくことも重要であると考えます。</p> <p>その目的に資するため、やむを得ず産業導入地区に農地(農用地)が含まれることもありますが、基本計画(案)では、その際の要件として「農用地区域外での開発を優先すること」「周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること」「面積規模が最小限であること」「面的整備を実施した農用地を含めないこと」「農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること」を定めるなど(いずれも基本計画(案)7ページに具体的に記載)、特例的に転用許可を行うものではなく、実質的に農振除外や(農地法で規定されている)農地転用と同レベルのチェックを行うこととしております。</p> <p>このことから、農地法を厳守し、農地を守るべきというご指摘の内容を踏まえたものとなっていると考えております。</p>
農村に産業導入することで、将来第1次産業は守れるか。目の先だけの計画では農地は簡単に復元できない。	<p>農業生産の基盤である農地は貴重かつ限られた資源であり、食料の安定的な供給の確保のためにも、原則耕作のために使用されるべきであります。</p> <p>一方で、農業及び農村地域のさらなる発展のためには、農村地域への産業の導入により、農業と産業の均衡ある発展や雇用構造の高度化を図ることで、担い手である農業者及びその家族の所得を向上させていくことも重要であると考えます。</p> <p>その目的に資するため、やむを得ず産業導入地区に農地(農用地)が含まれることもありますが、基本計画(案)では、その際の要件として「農用地区域外での開発を優先すること」「周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること」「面積規模が最小限であること」「面的整備を実施した農用地を含めないこと」「農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること」を定めております(いずれも基</p>

意見	県の対応
	<p>本計画（案）7ページに具体的に記載）。</p> <p>ご指摘のとおり、農地は一旦他用途に転用すると簡単には復元できないことから、上記項目に従い厳しくチェックすることで、県としても農業及び農地を守りたいと考えております。</p>
<p>農業経営や就業人口の安定化を考慮していることは理解できるが、参入する産業が農村地域と持続的に調和するためのより具体的な基準（規制？）は必要ないか。</p> <p>* 自然環境や生活環境に影響を及ぼさないためのチェックは必要だと思ふ。</p>	<p>ご指摘のとおり、参入する産業が農村地域と持続的に調和するものであること、また自然環境や生活環境に影響を及ぼさないものであることは重要です。</p> <p>基本計画（案）においても、導入業種の選定の考え方として、「地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること」「公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること」を定めており（いずれも基本計画（案）3ページに具体的に記載）、市町村の実施計画について県が同意する際には、これらの項目が守られているかチェックすることとしております。</p>

(2) 富山県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更について

議事(2)については会長一任のうえ、委員の意見を受けて修正した案について、了承を得た。

意見	県の対応
<p>農地を手放すと農業農村の均衡が破れる。</p>	<p>担い手農業者以外の多様な人材についても農業農村の維持に重要な役割を果たしていることから、第1の3などで記載しています。</p> <p>昨年改訂された農業・農村振興計画でも、担い手へ農地を集積することに加え、兼業農家等の子弟に対して農地等の承継・活用に関する理解を深めていただくなど地域農業に対する関心を高める取組みを進めてまいります。</p>
<p>(2) 農業経営の高度化・複合化と生産基盤づくり (4) 豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造に関連して</p> <p>少子化、高齢化が進む中で、農業を職業としての魅力につなげるかが、大きな課題である。「とやま</p>	<p>第4の2(1)ア(イ)に就農希望者向けの農業体験について記載しています。</p> <p>農業体験をする機会の提供については、市町村、農協など様々なところで行</p>

意見	県の対応
<p>未来カレッジ」の充実した取り組みとして、意義深いものであると理解している。</p> <p>その1～2歩前の取り組みとして、幼児期、学童期での食育の一環で行われていることが多いが、その先の年代では、体験等をする機会がほとんどないように感じる。</p> <p>季節の移ろいごとに、田や畑の見学だけでなく少しの実体験ができて、食物栽培の楽しさ、工夫、コツなどを、子供連れ、学生、高齢者等、年代を問わずに参加できる仕組み作りが欲しいと感じている。都市との交流という中で、体験が触れられているが、もっと身近に富山県民が、少しだけ農業体験をして、その良さを伝え、感じてもらうことができないか。</p> <p>①年代を問わず、農業を就職先に選択したいと考えたときの楽しいと感じる入り口があり、</p> <p>②それらを取獲し、その食材を用いた料理や加工品の開発、コンテスト等の実施。その中に栄養的配慮をした料理の普及で健康富山につなげる。(ネットでの募集と普及)</p> <p>③富山県産食材の旨味を味わい、賑わいを提供する店舗(これはすでになされている部分が多いと思いますが)、健康富山に繋がると考える。</p> <p>④高齢化が進む中で、年代を問わない農業体験が、農業を会社組織にした場合の農業就業者確保等につながるのではないかと考える。</p>	<p>われていますが、一般県民に幅広く情報が伝わっていないことも考えられ、今後、多くの人に情報が伝わるような工夫を凝らしてまいります。</p> <p>農林漁業体験は、子供、親子で行われるものが多いですが、とやま帰農塾など、年代を問わず参加できる農業農村体験も行われており、広く情報を伝えるようにしてまいります。</p>
<p>農業経営が成り立つ基本方針を打ち立てることは重要である。ただ、消費者のコメ離れも著しく、消費者が何を望んでいるのかといった点も調査し、本計画の実施に生かしていただくよう願う。</p> <p>また、農業分野に強い関心や興味を持つ人材の育成が優先ではないかとも思う。</p>	<p>消費者が望んでいることを把握することは、重要であると考えます。よって、第1の4に米消費が減少するなか、消費者ニーズを把握し、その対応をとることを記載いたします。</p> <p>小中高の各段階の児童・生徒が農業に興味・関心を持てるよう農業体験や先進農家での農業研修を実施することや、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供やマッチングを行っています。</p> <p>農業分野に関心を持つ人材の育成</p>

意見	県の対応
	<p>は、今後も進めてく必要があると考えます。</p>
<p>「第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」のうち「2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標」について、持続可能な農業経営の観点から、農業版BCP（事業継続計画書）の策定の項目を追加する必要があるかと思う（農業版BCPについては、県ハード事業（就農スタートアップ支援事業）の交付要件としてや国の補助事業（農地利用効率化等支援交付金事業等）での配分基準項目としても挙げられているので、その点からも必要かと思う。）。</p>	<p>基本要綱に、市町村は、農業版BCP（事業継続計画書）の様式に基づく計画書を策定の上、提出するよう促すとされていることから、第2の2、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標に、農業版BCP（事業継続計画書）の様式に基づく計画書を策定することを追記します。</p>
<p>「第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施」のうち、「1 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針」について、「センターの運営に当たっては、～」部分の連携機関として「地域担い手育成支援協議会」の追加が必要かと思う（富山県農業経営・就農支援センターの運用規程には伴走支援機関として記載されており、就農相談窓口としての役割も担っていることから記載が必要かと思う。）。</p>	<p>地域担い手育成支援協議会は、農業経営・就農を支援する重要な機関と考えます。第4の1に農林振興センターとともに地域での支援機関として記載します。</p>
<p>目標とすべき農業経営の姿には、標準タイプと発展タイプとある。</p> <p>この年間所得水準が認定農業者の基準となっており、この基準に該当しにくい。集落営農の基準が判断できない。他県にあったが、経営体としての目標という基準があれば良いのではないか。従業員や構成員、主たる従事者などがわかりにくい。</p>	<p>発展タイプについては、認定農業者の所得目標ではなく、認定農業者が更なる所得向上を目指す目標として参考として示しているものです。</p> <p>専従の職員がいない集落営農については、主たる従事者の所得目標を参考にすることが難しいというご意見をいただいております。今後、農業経営の発展指標の検討を進める中で検討してまいります。</p>
<p>農業法人経営体数 880 経営体では、目標が高すぎる。経営規模の拡大によって、法人数が減少するのではないか。</p>	<p>個人経営体や集落営農の法人化を見込んでいます。今後、集落営農等の合併、連携などが想定されることから、農業経営の発展指標の検討を進める中で検討してまいります。</p>

